千葉県自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置情報提供要領

（目的）

第１条　この要領は、千葉県ＡＥＤの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成２８年千葉県条例第５７条。以下「条例」という。）第１２条に規定するＡＥＤ情報の提供に関して必要な事項を定める。

（用語）

第２条　この要領において使用する用語は、条例において使用する用語の例とする。

（対象）

第３条　条例第１２条第１項に規定するＡＥＤ情報の対象は、以下の条件を満たす全てのＡＥＤとする。

（１）県内に設置されていること。

（２）ＡＥＤが動作可能な状態であること。

（情報の提供）

第４条　条例第１２条第１項に規定するＡＥＤ情報の提供は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置届出書（第１号様式）により行うものとする。

２　条例第１２条第２項に規定するＡＥＤ情報の変更に係る提供は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）変更届出書（第２号様式）により行うものとする。

３　条例第１２条第２項に規定するＡＥＤの設置の廃止に係る情報提供は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）廃止届出書（第３号様式）により行うものとする。なお、ＡＥＤが正常に動作しない状態となり、当面の間改善の見込みがない場合も同様に情報提供するものとする。

（情報の公表）

第５条　県は、提供のあったＡＥＤ情報のうち、公表の同意があるものについてインターネットその他の方法により当該ＡＥＤ情報を公表するものとする。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年１０月３０日から適用する。